

令和6年度答申第29号
令和6年9月5日

諮問番号 令和6年度諮問第24号（令和6年7月19日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A都道府県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）14条の3の2第1項の規定及び法14条の6の規定により準用する法14条の3の2第1項の規定並びに法15条の3第1項の規定に基づき、処分庁が許可していた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業並びに産業廃棄物処理施設（2施設）の設置に係る各許可を一括して取り消す処分（以下「本件許可取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義

ア 法2条4項柱書は、「この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲

げる廃棄物をいう。」旨規定し、同項1号は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とする旨規定する。

イ 法2条5項は、「この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。」旨規定する。

(2) 産業廃棄物処理業の許可

法14条1項は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から14条の3の2までにおいて同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、同条6項は、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

(3) 再委託の禁止

法14条16項は、産業廃棄物収集運搬業者（法14条1項の許可を受けた者。以下同じ。）は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者（法14条6項の許可を受けた者。以下同じ。）は、産業廃棄物の処分を、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合を除き、それぞれ他人に委託してはならない旨規定する。

上記の政令で定める基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）6条の12は、あらかじめ、再受託者の氏名又は名称及び当該委託が同令6条の2第1号（他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものへの委託）又は第2号（他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものへの委託）に掲げる基準に適合するものであることを事業者に対して明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていることなどを掲げている。

また、上記の環境省令で定める場合について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）10条の7第1号は、中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物

（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。）を、イ（他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものへの委託）からト（運搬、処分及び再生に係る再受託者に対する委託産業廃棄物の種類、数量、処分の所在地等が記載された文書の交付）までに定める基準に従って委託する場合を掲げている。

（４）産業廃棄物管理票の交付

ア 法１２条の３第１項は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない旨規定する。

イ 法１２条の３第４項は、産業廃棄物の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）は、当該処分を終了したときは、同条１項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票（運搬受託者から回付されたもの）に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない旨規定する。

上記の環境省令で定める事項について、施行規則８条の２４は、①氏名又は名称、②処分担当者の氏名、③処分終了年月日、④当該処分が最終処分である場合にあっては、当該最終処分を行った場所の所在地とする旨規定する。

また、上記の環境省令で定める期間について、施行規則８条の２５は、処分を終了した日から１０日とする旨規定する。

（５）虚偽の管理票の交付等の禁止

法１２条の４第３項は、処分受託者は、受託した産業廃棄物の処分を終了していないにもかかわらず、法１２条の３第４項の送付（上記（４）イ参照）をしてはならない旨規定する。

（６）事業の停止

法 1 4 条の 3 柱書は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が同条各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる旨規定し、同条 1 号は、「違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき」と規定する。

(7) 産業廃棄物処理業の許可の取消し

法 1 4 条の 3 の 2 第 1 項柱書は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、同項 5 号は、法 1 4 条の 3 第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したときと規定するところ、法 1 4 条の 3 第 1 号は、上記 (6) のとおり、「違反行為をしたとき」を掲げている。

(8) 特別管理産業廃棄物処理業の許可及び当該許可の取消し

ア 法 1 4 条の 4 第 1 項は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、同条 6 項は、特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

イ 法 1 4 条の 6 は、法 1 4 条の 3 及び法 1 4 条の 3 の 2 の規定（許可の取消し等）は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する旨規定する。

(9) 産業廃棄物処理施設の設置等の許可

法 1 5 条 1 項は、産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、法 1 5 条の 2 の 6 第 1 項は、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る 1 5 条 2 項 4 号から 7 号までに掲げる事項（処理する産業廃棄物の種類、処理能力、設置計画等）の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

(10) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し

法 15 条の 3 第 1 項柱書は、都道府県知事は、同項各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る法 15 条 1 項の許可を取り消さなければならない旨規定し、同項 2 号は、法 15 条の 2 の 7 第 3 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したときと規定するところ、法 15 条の 2 の 7 第 3 号は、「産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき」を掲げている。

(1 1) 罰則

ア 法 26 条柱書は、1 号から 6 号までのいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨規定し、同条 1 号は、14 条 16 項の規定に違反（再委託禁止違反）して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者を掲げている。

イ 法 27 条の 2 柱書は、1 号から 11 号までのいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する旨規定し、8 号は、法 12 条の 4 第 3 項の規定に違反（虚偽管理票写し送付）して、管理票の送付をした者を掲げている。

(1 2) 報告の徴収

法 18 条 1 項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、必要な報告を求めることができる旨規定する。

(1 3) 立入検査

法 19 条 1 項は、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場等、産業廃棄物処理施設のある土地、建物等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査等させることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁から、平成 9 年 8 月 20 日、法 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設（焼却施設）の変更の許可を、平成 16 年 5 月 31 日、法 15 条 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設（破碎施設）の設置の許可を受けた。

（産業廃棄物処理施設変更許可証、産業廃棄物処理施設設置許可証）

- (2) 審査請求人は、令和3年8月30日、処分庁から、法14条1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可及び法14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた。

(産業廃棄物収集運搬業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証)

- (3) 審査請求人は、令和3年10月14日、処分庁から、法14条6項の規定に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可及び法14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けた。

(産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物処分業許可証)

- (4) A都道府県B部C局D課は、令和4年7月12日、審査請求人の事業場（E地）に対し、法19条1項の規定に基づき、立入検査を実施したところ、同月11日から同月12日にかけて、審査請求人からF社のG事業所（H地）に向けて、I社（J地）により、審査請求人がK社（L地）から同月1日に処分を受託したドラム缶11本を含む200Lドラム缶60本の産業廃棄物の運搬が行われたことを確認した。

(確認書)

- (5) 処分庁は、令和4年7月20日付けで、審査請求人に対し、法18条1項の規定に基づき、上記(4)で確認された事項等について報告の徴収をしたところ、審査請求人は、同年8月3日、報告書及び関係資料を提出した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告の徴収について（令和4年7月20日付け）、報告書（関係資料を除く。）

(審査請求人に係るもの)、令和4年7月11日委託した産業廃棄物内容（別紙1）、排出事業者から処分を委託した産業廃棄物の事業場への受入からI社の車両に積載するまでの作業工程（別紙2）、令和3年4月1日から令和4年7月10日の間の廃棄物の処理委託（別紙3）)

- (6) 処分庁は、令和4年8月2日付けで、K社に対し、法18条1項の規定に基づき、上記(4)で確認された事項等について報告の徴収をしたところ、K社は、同月29日、報告書及び関係資料を提出した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告の徴収について（令和4年8月2日付け）、報告書（関係資料を除く。）（K社に係るもの）、管理票E票7通)

- (7) A都道府県B部C局Mプロジェクトチーム担当課長（以下「主宰者」という。）は、令和4年11月1日、審査請求人に対し、「A都道府県産業

廃棄物処理に係る行政処分要綱」（Ａ都道府県Ｂ部Ｃ局Ｄ課作成。以下「要綱」という。）による行政処分の手続等が定められた「Ａ都道府県産業廃棄物処理に係る行政処分事務処理要領」（同課作成。以下「事務処理要領」という。）の規定に基づき、本件許可取消処分の内容が予定される不利益処分の内容であるとして聴聞を実施した。

主宰者は、令和４年１１月９日付けで、処分庁に対し、本件許可取消処分を実施することは妥当である旨の聴聞報告書を提出した。

（Ａ都道府県産業廃棄物処理に係る行政処分事務処理要領、聴聞報告書）

（８）処分庁は、令和４年１２月１２日付けで、審査請求人に対し、要綱７条に基づき許可の取消し等の要件及び内容が定められた別表１（処理業者に対する行政処分の基準。以下同じ。）及び要綱９条に基づき処理施設の許可の取消し等の要件及び内容が定められた別表２（設置者に対する行政処分の基準。以下同じ。）に基づき、下記アからエまでの理由により、本件許可取消処分をした。

ア 審査請求人は、Ｋ社が排出した産業廃棄物の処分（中間処理。以下同じ。）を受託（令和４年７月１日）したにもかかわらず、審査請求人の処理施設で処分を行わないまま、Ｋ社の承諾を受けずにＦ社に処分の再委託（同月１１日）をするとともに、審査請求人からの報告によれば、これと同様に再委託をした事例が、令和３年４月１日から令和４年７月１０日までの間に４６回あった（以下「本件再委託禁止違反行為」という。）。）。。

イ 審査請求人は、Ｋ社から処分を受託した産業廃棄物について、審査請求人の処理施設で処分を行っていないにもかかわらず、排出事業者であるＫ社が交付した管理票に審査請求人が処分を行ったとして処分終了年月日を記載し、Ｋ社に管理票の写しを送付していた（以下「本件虚偽管理票写し送付行為」といい、本件再委託禁止違反行為と併せて「本件違反行為」という。）。。

ウ 本件違反行為は、排出事業者のあずかり知らないところで産業廃棄物の処理を他社に再委託したうえ、排出事業者の交付した管理票には、あたかも審査請求人が適正に処分したかのように記載していたものであり、産業廃棄物の処理責任の所在を不明確にすることにつながり、本件違反行為を反復継続していたことは悪質なものである。

エ 本件再委託禁止違反行為は、法１４条１６項の規定に違反（再委託禁

止違反) し、法 14 条の 3 の 2 第 1 項 5 号に規定する「違反行為をし、情状が特に重いとき」に該当し、要綱の別表 1 によれば、処分の内容は、「事業の許可の取消し」が相当である。

また、本件再委託禁止違反行為は、法 15 条の 3 第 1 項 2 号に規定する「違反行為をし、情状が特に重いとき」に該当し、要綱の別表 2 によれば、処分の内容は、「処理施設の許可の取消し」が相当である。

(A 都道府県産業廃棄物処理に係る行政処分要綱、許可取消通知)

(9) 審査請求人は、令和 5 年 3 月 13 日、審査庁に対し、本件許可取消処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、審査請求書訂正申立書)

(10) 審査庁は、令和 6 年 7 月 19 日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の理由により、本件許可取消処分の取消しを求める。

(1) 本件許可取消処分の原因となる事実について

ア 本件違反行為の事実については、おおむね争うものではない。

イ 平成 24 年 9 月に審査請求人の焼却炉において火災(以下「本件火災事件」という。)が発生し、焼却炉の復旧工事に伴い、審査請求人が処分することができなくなった産業廃棄物を処理するために、当時の親会社の専務取締役と F 社が共謀して F 社に対する再委託を開始したものであるが、何故か恒常的な取引に変遷してしまい、違法性の認識が薄れていた。

ウ 本件火災事件後、A 都道府県 N 室長から自社の産業廃棄物として処理するように指導を受け、操業再開以降も A 都道府県の立入検査が頻繁に行われたが、産業廃棄物の処分に対しては何の指摘・指導も受けることはなかったことから、処分庁から自社の産業廃棄物として処理することを了承いただいていると思っていた。また、審査請求人は、平成 26 年には優良認定を取得していることから問題なく操業しているものと思っていた。

エ 本件再委託禁止違反行為については、全ての産業廃棄物に対して違反行為を行っていたわけではなく、一部の産業廃棄物の処分において火災や爆発事故等の再発防止のために行ったものである。

オ 審査請求人は、再委託先に、産業廃棄物処分業の許可を持ったF社を選定しており、本件の産業廃棄物の処理に関して環境保全上の実害は生じておらず、処分方法としては適正に処理されている。

カ 本件虚偽管理票写し送付行為については、審査請求人（排出事業者）の産業廃棄物として対応していたため、管理票を発行して対応を行っていたが、その返却状況の確認を怠っており、管理が不十分だったと深く反省している。

（２）本件許可取消処分の不当性について

ア 本件許可取消処分は、A都道府県や、他府県の再委託禁止違反、虚偽管理票写しの送付の処分内容に比べて、以下のとおり、審査請求人に対して非常に厳しすぎる。また、本件許可取消処分以降の処分庁による行政処分（５件）については、要綱によれば、不法投棄等で許可の取消処分が妥当とされるものが事業の停止処分に止まるなど、行政担当者の判断に非常にばらつきが見られ、行政からの指示を真面目に受けて対応した業者だけが厳しく罰せられているように思われる。

（ア）A都道府県において、O事業団（以下「事業団」という。）は、産業廃棄物処理業の許可のない事業者が4600トンの破砕処理の再委託行為を行い、虚偽管理票写しの送付も行ったが、処分庁による平成29年3月16日の処分の内容は、「業務停止処分（90日間）」である。

審査請求人の場合、再委託数量は約522トンと大幅に少なく、上記事例の場合、ダンプの積載重量を10トンとすると460回も運搬していたこととなる。同じ再委託禁止違反でありながら、より悪質であると考えられる無許可事業者への再委託が「業務停止処分（90日間）」であり、結果として適正に処分できるように考えて再委託先を許可事業者を選定した審査請求人が「許可取消処分」というのは、甚だ不公平である。上記事例が、要綱で定める行政処分の基準における「情状が特に重いとき」に相当する取扱いをされない一方で、審査請求人の本件再委託禁止違反行為を「情状が特に重いとき」とする取扱いは、矛盾している。

また、上記事例がA都道府県の行政処分の実績が掲載されているホームページに掲載されていないことも疑問である。

（イ）P都道府県において、処分事業者が、産業廃棄物処理業の許可のない事業者が再委託行為を行い、虚偽管理票写しの送付を行ったが、P

都道府県が令和4年10月11日に行った処分は、「業務停止処分(60日間)」である。

上記事例からも、本件許可取消処分が異常に厳しいものであることが確認できる。

イ 審査請求人は、行政指導（措置命令、改善命令）を受けることもなく、いきなり許可の取消処分にされ、施設的には何ら問題のない廃棄物処理施設の設置の許可までも取消しになる状況となり、納得できない。審査請求人に対し、過度な処分となっている。

ウ 本件許可取消処分により、審査請求人の事業場の機能は止まり経営困難に陥り、従業員の整理解雇など甚大な不利益を被っているほか、取引先であった中小規模の排出事業者においても適正な価格で処分を委託できる事業者が近隣になく、困っている。

エ 処分庁は、弁明書において、審査請求人が聴聞のために提出した令和4年10月28日付け陳述書の内容及び聴聞における陳述書に基づく審査請求人補佐人らの発言について、「陳述は、私（審査請求人の代表取締役Q（以下「本件代表取締役」という。））が本来意図することではありませんでした。」の1点のみ争うとしており、再弁明書においてそれを「不知」としたことで、処分庁の弁明が全て論破されたものとする。これだけでも本件許可取消処分は過分に当たり、少なくとも本件許可取消処分は減免されるべきである。

(3) 今後の経営改善について

ア 本件代表取締役は、本件違反行為が発覚した令和4年7月の時点において、就任後わずか2年しか経っておらず、それまでは審査請求人の経営に携わってこなかったことから、平成25年頃から始まった本件違反行為を指示したことはない。また、聴聞時の陳述における「本件違反行為は限定的であり、かつ、重大ではない」、「本件違反行為が意図的ではない」という主張については、本件代表取締役の意図するところではなく、今回の不祥事が継続的かつ意図的に行われていた事実は確認しており、重大だと認識している。その上で、違法行為は全て是正されており、今後同様の不祥事が発生する可能性はほぼゼロに近い。

イ 本件では、処理困難な内容物は適正処理の可能な処分場への紹介を行い二度と同じ間違いのないように徹底指導を行うとともに、コンプライアンス委員会を設立し、外部顧問を先頭に法令遵守に取り組んでおり、最終的

には全ての関与した人物を処分し、既に退職した人物については訴訟を起こす準備も進めている。

（審査請求書、今回審査請求をするに至った経緯と理由、R社グループの経営陣に関する証言、Xの不祥事に関する陳述書、嘆願書、反論書、反論書（その2）、再反論書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 実体的違法について

（1）処分庁に認められる裁量について

法14条の3の2第1項5号（産業廃棄物収集運搬業等の許可の取消し）及び法15条の3第1項2号（廃棄物処理施設の許可の取消し）の「情状が特に重いとき」との要件について、情状の軽重の判断基準に関する法令等の定めは存在しない。また、当該要件に該当するか否かの判断は、専門的技術的な見地からの検討を要し、都道府県知事の合理的な裁量に委ねられているというべきであって、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものである場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものとして違法となる。

（2）本件許可取消処分の要件該当性について

ア 産業廃棄物処分業者である審査請求人は、K社から受託した産業廃棄物（以下「本件産業廃棄物」という。）の処分を、K社の承諾を得ることなく、他人であるF社に再委託していたのであるから、法14条16項に違反（再委託禁止違反）する行為を行っているところ、法14条16項に違反する行為は、法26条1号に違反（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれの併科）する行為である。法26条1号に違反する行為は、行政処分の基準を定めた要綱の別表1及び別表2によると、法14条の3の2第1項5号（産業廃棄物収集運搬業等の許可の取消し）及び法15条の3第1項2号（産業廃棄物処理施設の許可の取消し）にいう「情状が特に重いとき」に該当する。

イ また、K社の処分受託者である審査請求人は、受託した産業廃棄物の処分を終了していないにもかかわらず、管理票をK社に送付しているのであるから、法12条の4第3項に違反（虚偽管理票写し送付）する行為を行っているといえるところ、審査請求人は違反行為を重ねて行っているのだから、本件違反行為は「情状が特に重いとき」に該当する。

ウ したがって、審査請求人の行為は、本件許可取消処分の要件を充足するといえる。

(3) 本件許可取消処分の裁量違反について

ア 考慮すべき事項を考慮していないことについて

(ア) 審査請求人は本件違反行為を行ったことを認めつつ、上記第1の4

(1) イのとおり、本件違反行為を行った経緯について主張するが、これを裏付けるに足りる証拠はない。また、審査請求人をして本件違反行為を行ったことに変わりはない。

(イ) 審査請求人は、第1の4 (1) ウのとおり、本件火災事件後のA都道府県の指導について主張するが、A都道府県による指導の証拠はなく、指摘される事実の存在を認めることはできない。また、操業再開後の立入検査で何の指摘・指導も受けず、平成26年には優良認定を取得したとしても、A都道府県において再委託禁止に抵触する処理が行われていることを覚知していたことを裏付けるに足りる事情はないのであって、優良認定を受けたことをもって処分庁が本件違反行為を自社の産業廃棄物として処分することを了承したと認めることはできない。また、かかる事実をもって処分庁が本件違反行為を自社の廃棄物として処分することを了承したとの期待を審査請求人が有していたとしても、同期待は根拠のないものであり、法的に保護されるものではない。

(ウ) 審査請求人は、上記第1の4 (1) エのとおり、本件産業廃棄物は、審査請求人が処分を行っている産業廃棄物の一部である旨主張するが、一部であったとしても、令和3年4月1日から令和4年7月10日までの間に46回にもわたり、反復継続して違反行為を行っているのであるから、悪質性が高いといわざるを得ない。

(エ) 審査請求人は、上記第1の4 (1) オのとおり、許可事業者に再委託した旨主張するが、法14条16項の趣旨は、再委託は産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、原則禁止するところにあり、このような趣旨に照らすと、再委託先が産業廃棄物処理の許可を有している場合であっても、責任の所在を不明確にすることには変わりはなく、また、許可を有しているか否かを問わず、不適正処理を誘発するおそれを否定し得ないのであるから、審査請求人の主張は認められない。

(オ) 審査請求人は、上記第1の4(3)アのとおり、本件違反行為に対する本件代表取締役の認識等について主張するが、令和4年7月の時点で、本件代表取締役の就任後わずか2年しか経っていないこと、それまで審査請求人の経営には携わってこなかったこと、本件違反行為を指示したことがなかったことは、審査請求人に対する処分の判断に当たり、汲むべき事情ではない。

確かに、行政処分の軽減について定めた要綱11条2項は、「知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、第7条又は第9条の規定による行政処分の内容を軽減することができる。」と規定しており、同項1号において、「違反行為後、速やかに自ら適切な是正措置及び再発防止策を講じたとき。」が掲げられているところ、審査請求人の今後不祥事を起こさないようにする施策の実施自体は一定の評価をし得るものの、要綱11条において処分内容の軽減を認めるに当たっては、同項各号（行政処分を受けたことがないとき、行政処分を検討するに至った違反行為についての指導を受けたことがないときなど）の全てを充足する必要があることから、審査請求人が再発防止策を実施したとしても、同実施のみをもって本件許可取消処分の内容を軽減すべき理由には当たらない。

なお、審査請求人は、令和3年4月1日から令和4年7月10日までの間に46回という多数回にわたり、反復継続して違反行為を行っており、違反行為が常態化していたと評価せざるを得ない。審査請求人が主張する再発防止策は、処分庁において本件違反行為が行われている疑いを持ち、報告徴収等を実施した後に講じたものであり、「違反行為後、速やかに自ら講じた」（要綱11条2項1号）とはいえないのであって、その適用はない。

以上より、本件許可取消処分につき、考慮すべき事項を考慮していないとはいえない。

イ 平等原則違反について

(ア) 審査請求人は、上記第1の4(2)ア(ア)のとおり、本件許可取消処分につき、過去のA都道府県の再委託禁止違反、虚偽管理票写しの送付に関する処分内容及び審査請求人が処分された以降の処分庁による行政処分に比べて、審査請求人に対して非常に厳しすぎる旨主張している。

確かに、事業団に関する案件は、本件同様再委託禁止違反の案件であ

る。しかし、同案件は、事業団の事業場内に設置されている産業廃棄物処理施設の運転管理等の作業のみを産業廃棄物の許可のない他社に委託している認識であったところ、実態として一連の業務運営に関して当該他社に広く裁量を与えていたために当該委託が産業廃棄物処理の再委託に当たると評価されたものである。本件とは事案の性質が大きく異なるのであって、必ずしも事業団に関する案件の処分内容と本件の処分内容とを同一の内容とする必要はない。

また、上記案件と同様に審査請求人が処分された以降の処分庁による行政処分についても、本件とは違反行為が大きく異なるのであって、本件許可取消処分の内容と矛盾するとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

(イ) 審査請求人は、上記第1の4(2)ア(イ)のとおり、他府県の再委託禁止違反、虚偽管理票写しの送付に関する処分内容に比べて、審査請求人に対して非常に厳しすぎる旨主張している。

この点、法は、都道府県知事が産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の許可の取消しを行うこととし(法14条の3の2第1項及び法14条の6)、処分庁が行政処分を行うに当たって準拠している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について(通知)」(平成23年3月15日付け環産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(各都道府県知事・各政令市市長宛て)の別紙では、「許可の取消し等の要件」として「①第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号(「情状が特に重いとき」に相当)」として「委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号)」等を挙げ、「処分内容」として「許可取消し」と規定し、また、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)(各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛て)は、「情状が特に重いとき」について、「法第25条から第27条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えないこと。」としている。

各都道府県知事は、当該都道府県内における産業廃棄物の状況を把握

し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨規定（法４条２項）されていることに鑑みれば、各都道府県知事が、当該都道府県の内情に合わせて、許可の取消しを行うことを認めていると解するべきである。そうであるとするならば、都道府県知事の下した処分内容につき、他の都道府県と比較して差が生じていたとしても、原則として平等原則違反はないと解するべきである。本件では、処分庁は、法１４条の３の２第１項５号規定の「情状が特に重いとき」の該当性判断に当たり、要綱に基づき処分内容を決定している。要綱において、再委託禁止違反が「情状が特に重いとき」に該当するとした趣旨は、再委託禁止違反が生じると廃棄物の処理責任の所在が不明確となってしまうことの事態を重く捉えたものと考えられ、一定の合理性が認められる。

したがって、要綱に基づく、本件許可取消処分についても、平等原則違反はない。

ウ 最後に、審査請求人は、上記第１の４（２）イのとおり、行政指導を受けることもなくいきなり許可の取消処分を受けたと主張するが、違反行為が複数の行政処分等の要件に該当するとき、法に順番や優先順位の定めがないときは、いずれの行政処分等を行うかも処分庁の裁量に委ねられていると解するべきである。本件について、この裁量違反を基礎づける事実は見受けられないのであるから、裁量違反はない。

（４）以上より、本件許可取消処分につき、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるとはいえず、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用しているとは認められない。したがって、本件許可取消処分に関して、実体的違法又は不当な点があるとはいえない。

２ 手続的違法について

本件許可取消処分は不利益処分であり、本件許可取消処分に先立って、聴聞手続を執ることが必要である（行政手続法（平成５年法律第８８号）１３条１項１号イ、１５条１項、２項）。

本件では、行政手続法に準拠した事務処理要領の規定にしたがって聴聞が実施されており、手続上も違法又は不当な点があるとはいえない。

３ 結論

以上から、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件については、令和5年3月13日に審査請求が行われているが、本件諮問までに約1年4か月もの長期間が経過している。その間、反論書が複数回提出され、提出書類等の閲覧等請求もあった等長期間経過したことにはある程度やむを得ない事情も否定できないが、迅速な審理の実現のためにより一層の努力が求められる。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可取消処分の適法性及び妥当性について

- (1) 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者等が違反行為をしたとき、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができ（法14条の3柱書及び同条1号）、その情状が特に重いときは、許可の取消しをしなければならない（法14条の3の2第1項柱書及び同項5号）。したがって、本件許可取消処分が適法であるためには、審査請求人のなした違反行為について、その情状が特に重い場合でなければならない。
- (2) 本件においては、上記第1の3（8）ア及びイのとおり、審査請求人は、令和4年7月1日に排出事業者であるK社から処分を委託された産業廃棄物について、同月11日、F社に処分を再委託したことが認められ、また、処分を終了していないのにK社に管理票の写しを送付したことが認められる。これらは、法14条16項（再委託禁止違反）及び法12条の4第3項（虚偽管理票写し送付）に違反する行為である。
- (3) 違反行為が法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」に該当するかどうかは、当該違反行為の態様や回数、当該違反行為による影響、当該違反行為に至った経緯、是正可能性等の諸事情を総合考慮して判断されるべきものであるところ、本件については、以下に記載するとおり、本件違反行為、とりわけ本件再委託禁止違反行為は、情状が特に重いものというべきである。
ア 法14条16項は、産業廃棄物の処理の再委託を原則として禁止しているが、これは、再委託は産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、産業廃棄物処理業者が委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託することを原則として禁止したものである。

再委託禁止違反は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとの罰則も定められている（法26条）。

イ 本件においては、上記第1の4（1）のとおり、審査請求人は、平成24年から処分の再委託を恒常的に行っていたことを認めていること、及び、上記第1の3（8）アのとおり、令和3年4月1日から令和4年7月10日までの期間についてだけでも、46回にわたり、F社に処分の再委託をしていたことが認められ、その違反行為の常習性は顕著なものと認められる。

ウ また、本件においては、審査請求人は、K社から処分を委託された産業廃棄物について、処分を終了していないにもかかわらず、K社に管理票の写しを送付したという事実が認められるところ、かかる行為は、産業廃棄物の処理が適正に行われたかのような外形を作出する悪質な行為である。

エ したがって、本件違反行為は、法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」に該当するというべきである。

（4）審査請求人は、許可取消処分ではなく、業務停止処分とした事案を挙げ、平等原則違反である旨の主張をしている。

しかしながら、審査請求人が再委託禁止違反であるのに許可取消処分としなかったものとして挙げた事業団に係る事案は、事業団と他業者との業務委託契約について、委託業務の運営実態を総合的に検討し、処理に係る責任の所在を不明確にする態様で他業者に処理を行わせたものと判断し、再委託に該当すると評価したものであって、本件とは事案が異なる。その上で、処分庁は、当該事案に固有の事情を情状として考慮し、業務停止処分としたものである。

また、審査請求人が許可取消処分でなく業務停止処分にとどまっているものとして挙げているその他の事案は、再委託禁止違反行為とは異なる違反行為についてのものである。

よって、審査請求人が挙げた事案は平等原則違反を論じる対象として適切とはいえない。

審査請求人は、本件違反行為が開始された際にA都道府県N室長から自社の廃棄物としての処理を行うよう指導があった旨の主張もしているが、そもそも処分の再委託の禁止は産業廃棄物処理業者として遵守すべき義務であり、その違反があることは明らかであるので、かかる主張は採用できない。

また、審査請求人は、今後は法令を遵守して適正処理を行うことを表明しているが、かかる決意表明があったことを考慮しても、「情状が特に重い場合」に該当しなくなるということとはできない。

3 付言

処分庁は、行政処分の裁量権行使の基準として要綱の別表1及び別表2の基準表を定め、再委託禁止違反については、事業の許可の取消しを原則としており、処分庁はこの基準に従って処分を行ったとしている。本件許可取消処分の通知書にも要綱の基準に従って本件許可取消処分を行ったと記載されているのであるが、要綱は公にされておらず、処分通知書にかかる記載をするのであれば、要綱を公にすることが望ましいと考えられる。

4 まとめ

以上によれば、本件許可取消処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史